



山勘請 (須藤 功氏撮影)

大元神楽の性格とその変遷

山路興造

一、神楽の分布と意味

わが国には神楽という名称で呼ばれる民俗芸能が広く分布する。しかしその芸能はさまざまで、この言葉によって思い浮べる芸能のイメージは、けっして一様ではない。たとえば私などが育った東京では、神社境内の一部に、一間程の高さで設けられた常設の能舞台風の建物があり、祭礼の日にはここで面をつけた能装束風の演者が格調高く神話の物語りを繰りひろげる。ただしこの神楽は一切無言で、伴奏楽器もハネるような高い調子の軽快な太鼓と、賑やかな鉦、笛などで、見物人は境内に立って舞台を見上げている。いわゆる江戸の里神楽と呼ばれるもので、囃子のリズムの良さと神楽の間に入るおかめ・ひよつとこの道化の楽しさは、いかにも江戸前であった。一方、二人立ちの獅子舞(一頭の中に人間二人が入る)を神楽だと思っている同朋も多いはずである。伊勢神宮の宗教者達が、その信仰を全国に広めた時の一つの方法として、伊勢の分霊を獅子頭に勧請し、その頭を小さなお宮に納めて諸国を歩いた。目的の村に着くと、この獅子頭を人間が被ってまず御幣や鈴をもって家々を一軒宛訪問、家祈禱や火伏せの祈禱をしてお札を置いて廻る。伊勢神宮

の神が、獅子頭に憑いて各家にまで出張する形式をとるわけである。その後、村の青年団などの世話で、適当な広場などに真座を敷いて、獅子頭によるさまざまな曲芸や、それにかかわ道化をたつぷりとみせたりした。この獅子頭による芸能は獅子神楽とも、伊勢神宮への代参神楽として代神楽とも、大神宮の神楽故に太神楽とも称され、近畿や中部地方を中心に神楽といえは獅子舞だと思っている人々も多いはずである。

また湯立てとそれに伴う芸能・行事を神楽と考えている人々もいる。浄められた神聖な場所を定め、その中央に大釜を据えて火を焚き、勧請した神に湯を献じ、さらには参拝者に湯を掛けて浄めとする。この行事にも芸能が伴ない、湯釜を中心として面を着けた鬼や翁・女性などが次々に登場して問答や祝福、さらには舞や呪術を唱える。これを湯立ての神楽などと呼ぶが、中部地方の山岳部では霜月祭りとか花祭りなどの名で呼んでいる所も多い。

最近の都会育ちの若者の、神楽というイメージは、やはり巫女による巫女舞ではなからうか。都会や観光地の大社などで、絛袴に天冠を付けた若い巫女が、手に鈴などを持って神前で太鼓・笛にあわせて、ゆっくりと廻ってまわりかえす優美な舞は、一般には巫女舞とか巫女神楽と呼ばれるが、この舞を神楽という言葉にダブらせている者も相当に多いと思われる。

しかし最も神楽としての古い形態は、宮中で早くから行なわれていた御神楽ではなからうか。本来新穀を天皇に奉る日の宴などの節会が整えられたといわれる内侍所の御神楽は、内侍所を正面に、その前庭に庭火を焚き、公卿・殿上人に地下衆も交えた人々が左右に

そこで演じられる芸能はけっして一様ではないが、神を迎えて人神がともに集う時間・空間を共有するという点では、いずれの形態の神楽においても共通のはずである。

またその時期が稊りの秋を終えた冬の時期に行なわれるというのも一つの共通点であった。もともと獅子神楽や巫女舞は、職業的宗教人の手に神楽が渡って、既に特定出来る時期を失っているが、宮中の御神楽なども、もともとは新穀を神にささげる祭に關係して行なわれたともいわれる。冬になると太陽の光が弱くなることに象徴されるように、万物の生命が弱まり、力が衰えると考え、人間の生命もこの時期には力が衰退するために、より強力な魂を神から得て、しっかりと身体に鎮めようとするのである。新穀（より新しい穀物を宿すもの）を天皇に奉げ、天皇がそれを食べる新嘗の儀式は、この鎮魂の儀式と大いに關係があるとされる。

一般においても、最も万物の生命の力が弱まる冬の時期（旧暦の霜月）に、神の降臨を仰いでともに一夜を過ごし、その生命力を付与してもらうというのが、神楽におけるもとの目的で、この神を迎えとともに過すその方法において、さまざまな形態の分化が行なわれたとされるのである。

即ち、湯立神楽においては降臨の場を浄め、神勧請する人々の祓

分かれて着座、進行係ともいえる人長の統率によって進められる。この神楽は笛・簞篋・和琴の伴奏で、歌をうたうことに主眼が置かれているが、はじめに人長による採物舞や、途中大和舞など、若干の舞も舞われる。しかしうたわれる歌は前半が採物の歌、後半は当時の民謡風のものも多く、やはり採物の歌などは本来舞があったともいわれる。

以上神楽という一つの言葉に包括されながら、実はさまざま異なる芸能のいくつかを思いつくまに並べてみたが、それならなぜこれらの芸能を、表現が違いながらも「神楽」という言葉で総称するのであるか。そのことについて触れておかねばならない。

これは一口でいうなら「神楽」という言葉が、芸能や神事の形態を総称、あるいは分類する言葉ではないからである。一つの目的に対して名付けられた言葉であったために、その表現される形態がさまざまとなったのである。それならその目的とは何なのかというと、それは一般には鎮魂とされる。「神楽」という言葉の語源は「神座（かみくら）」で、そのつづまだったものであるといわれる。要するに神を勧請する座、即ち神の座が「かみくら」で、それが「かぐら」に転じたものである。神楽の目的から考えてこの説は妥当であろう。さまざまな形態のある神楽の第一義的共通の、やはり神を勧請すること、いずれの神楽でも、その神の座となすべき神座を問題とする。第二はその目的の共通点で、迎えた神と一夜、または一刻をともし、神人一体の饗宴を繰りひろげることにある。この神人一体の場においては、神の降臨、示現があり、その意志が人々に示され、また人の側からは願望が伝えられる。その方法こそさまざまで、

いを厳重にする湯潔めの式が強調され、獅子神楽においては神座の獅子頭と、この獅子による芸能が中心となったわけで、巫女神楽は、巫女が神座そのものとなって神懸りし、神の意志を伝えた形式が様式化しているとみればよい。

それなら江戸の里神楽はどうであろうか。

近代以降の改革で壮重な能の様式と演出をとり入れたりしたために、すっかり格調高く仕上げたものとなっているが、もともとは道化も混じえて世話などの世界を能風に演じたもので、ただ一切を無言のパントマイムのみで演じ、囃子方においても神歌などのないのが特色となっている。しかしこれも近世江戸で演じられた京都の壬生狂言などの影響によって無言となったといわれ、もともとは神歌やセリフがあったはずで、江戸神楽の原型といわれる周辺部の神楽には、それが伝えられている。

私はこれまで神楽という言葉で一括される

芸能の芸能説明のなかに、大元神楽など中国地方所伝の神楽も、四国・九州、さらには東北地方に残る山伏神楽・番楽・法印神楽など、いわゆる面をつけた神話上の神々が登場し、或は問答、或は舞によって一編の演劇的な場面を構成する芸能を主



大元神迎え

体とする神楽は、一つの括りをもつ同系統の神楽として別に論ずるつもりにはいたからにほかならない。

これらの神楽は、本来神の降臨を仰ぐ神事部分と、神と人とかにも共通の時間・空間を共有して楽しむ芸能とによって構成されたものであり、目的が他の神楽と共通していることはもちろんであるが、その特色は、神座とされる採物を取つての舞（直面）にひき続いて面をつけた神々の登場する一種の劇が演じられることで、この劇は「能」といってよいと思う。

二、神楽と能

1 能の流れ

「能」といえば一般には現在中央で専門の芸術家が演じる五流の能楽を思ふかと思うが、確かに京都を中心に中央で完成された現在の能は、大和で育つた猿楽能が、室町時代を通じて洗練され生き残つたものである。しかし今日の能のみが能であつたわけではない。大和以外でも諸国でさまざまな能があつたわけで、都に近く、大社寺や権門勢家の保護のあつた近畿付近の能は、鑑賞する側の要求もあつて極度の発展をみた。また大和の猿楽座にあつては、観阿弥・世阿弥という天才父子の出現によって飛躍的に洗練され大成されたが、中世期を通じて広く大衆に支持されたこの芸能は、さまざまな形で地方にも深く浸透していった。

ただ大和や丹波・山城・近江・摂津など、都を中心とした猿楽座は互に競争しあつて技を磨いたから、その芸能は大きな違いがなく切磋琢磨されたと考えられるが、その大成以前に猿楽能は諸国で演

じられ、近畿圏の猿楽座の進んだ道とは別の猿楽能が地方でも演じられていたと考えられる。

今日の能をほぼ完成したとされる大和猿楽観世座（古名結崎座）の観阿弥・世阿弥は、ほぼ南北朝後半から室町時代前期（一四世紀後半より一五世紀前半）にかけて活躍し、猿楽能に新風を送りこんだのである。さらにはその後の室町時代を通じて、後継者である大和四座（近世に入り五座）や、その周辺の能役者達が芸術的完成度の高いものにとくりあげていったのであつた。

一方、猿楽芸能そのものは、既に平安時代より行なわれ、鎌倉時代を通じて序々にはあるが一つのジャンルとしての芸能に育ち、完成された能の原形ともいえる芸能を育てていた。この古い時期の猿楽能をわれわれは仮に古猿楽の名で呼ぶが、その具体的な芸能についてはあまりはつきりしていない。ただ完成された能の形式や、残存史料からある程度の類推は可能である。

これら完成される以前の猿楽能が、いかなる人々により、またどのような機会に、どのような場所で演じられていたか知るのはいかなるに難かしい。大和・山城など都近くの大社寺では、その祭礼や法会に専門の職業芸能者が演じていたことは明らかであるが、地方においてはあまりそれを証する史料はない。ただ、だからといって、地方にそれらの芸能が行なわれていなかったわけではなく、中国地方の史料に限ってみても、建長元年（一二四九）六月日の奥書のあつた出雲杵築大社の北島家文書に、宝治二年（一二四八）一〇月二八日御神事次第として「次村細男郷々被宛、乃国中猿楽等勤仕之、次田楽郷々被宛、乃国中之猿楽等勤仕之」とあり、また山口市の観応

三年（一二五二）仁平寺本堂供養日記には小大夫・赤子大夫・益王大夫など猿楽者の名前がみえ、本堂供養の折に猿楽を演じている。さらに広島県尾道市の浄土寺の鎮守社である丹生神社では、その神事に田楽および猿楽が演じられた。「尾道志稿」所収の丹生神社事次第写（年号不明）に「次田楽猿楽、如常踊テ刀玉・高足等終テ後可

令着座、猿楽ハ俗楽ノ猿楽一二番勤仕之後、田楽方ノ猿楽ハ可始也サテ其後猿楽田楽カハルノ狂言等可令勤仕也、結句ニ風流可有也」とある。これらの史料によつても、既に鎌倉期から南北朝にかけて、中国地方でも猿楽能が演じられていたことが確かめられる。ただしこの記録は大社寺においてであり、はたして山間村あたりではどのような状態であつたかは知るすべはない。ただ農村部でも、北陸地方や、九州、関西の周辺部など、名主など有力農民層を中心とした惣村結合の発展した地域や、領主側の経済的保障のある地域の社寺



大元神迎え

における祭礼に、専門猿楽者が楽頭職をもつて演能していた例は、南北朝期から室町期に多くみられる。都中心の猿楽芸能者以外にも、地方で育つた猿楽芸能者が定住していたことは確かである。

2 中世期の農村と宗教者

大元神楽の歴史や性格をさぐるはこの稿で、なぜ猿楽能の歴史を長々と持ち出したか不思議に思われるかもしれないが、大元神楽の性格を芸能史的に明らかにするためには、ぜひ必要な手順であるからもう少しお付き合いいただきたい。

神楽の本来の目的が、神を勧請してその意志を聞き、その場に集う人と一夜をとともに過して、衰えかけた人々の魂を鎮め、来るべき新しい年の幸福と、生きる糧ともいえる五穀の豊穡を祈るものであることは既に述べた。

古代から中世前期にかけて、土地を媒介とした領主と耕作民との関係が、一年毎のはじめに行なわれる勧農と耕作地の決定によってはじめて決まる荘園制社会においては、近世にみられるような地縁的地域集団である村という概念は希薄であつたとせねばならない。荘園の内部に生まれた有力農民層である名主を中心に、その名田耕作者である血縁的集団が一つの共同体の単位としてあらわれたが、当時の人々の精神的紐帯をなす信仰においても、領主や地頭などが勧請した荘園鎮守社や、古くからの大社を別にすれば、名結合を単位とした祭祀が行なわれたと思われる。

この場合、その集団の紐帯を負つた神は、神話などに現われる觀念上の神々ではなく、自分達の直接の祖霊であつたろうし、生産を支配する神々であつたと思われる（最も武士的存在に発展した大名

田主の一族などでは、武勇の神を祀る場合も多かった。今日の民俗学の知識では、五穀豊穡の神と祖霊神とはならずし別の神ではない。中国地方などの山間部の名田にあつては、多く名田内の水まわりが重視される。山と田の境に水口を設け、そこから引いた水を順次名田内の田に引きまわして、最後に谷の川に流す、即ち一つの名田が、一つの水口から引き入れられた水掛りの田によって構成される例は決して偶然ではない。

そして名主の屋敷は、この名田がみわたせる山と田の境付近に設けられ、そのすぐ裏山に先祖を祀る墓地がある。即ち墓地は水口の近くであるわけである。墓地とは別に、何年かを経て神格化した祖霊を祀るのも、わが国の古くからの習俗で、この祖霊神はすでに個別の先祖ではなく、共同体共通の祈りの対象で、まさに神楽などにおいて降臨を願ひ、その意志を聞くべき神でもあつたわけである。

この名結合体に代表される血縁的集団の神を総称して、何といつたかは不明である。いや不明というより、その名称は地域によって、さまざまな名称で呼ばれたとするのが事実に近いかもしれない。

またこの中世前期農村における祖霊神をまつる祭祀者は共同体内部にいたわけではない。

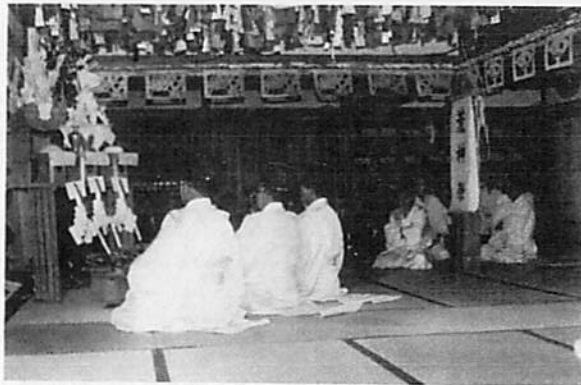
古代から地方に存続した有力地方神社などの神人は、早くから国衙などの国家権力や中央政權と結びついて豪族化しており、中世期には在地内部の信仰生活に關与することはなかった。また名などの集團内部で個別の宗教を生み出すことはなかった（沖繩などではそれが存在する）から、結局これら中世期在地の庶民信仰を掌握したのは、諸國を遊行する中世的宗教人であつたと考えられる。

3 宗教者の持ち伝えた能

中世期に発生した血縁的共同体内部において、その先祖神ともいふべき神を祀る専門の宗教者のいたことを大雑把であるが前項で述べた。この宗教者は普段は個別に、もしくは男女一対となつて祭祀にあたつたが、年に一度、または数年に一度

の大きな祭祀には同系の宗教者が集まつて一団を組織し祭祀を行なう。その祭祀の信仰の中心は神の降臨を仰ぐことであり、その意志を憑人をたて、その口を借りて語らせることであつたが、同時に神人饗宴の効果により高めるために、神が自ら示現して寿福をもたらし、悪霊を鎮めるといふ行為を、人々の眼前に展開することであつた。この神の威力を最も効果的に人々に印象付けたのは、神に扮した人間が神の資格で演じる芸能、即ち「能」であつた。神楽の庭で演じられるさまざまな余興芸能のうち、「能」を演じるものが全国的に多いのはそのためであり、この「能」の演出形態は現在地方によって特色を生じているが、その根本においてはほぼ同様の系統であると考えてよいと思う。

現在この「能」を演じる神楽のうち、直面の採物の舞を伴うもので、西日本に主に分布するものを雪流の神楽、東北地方で獅子頭（権現様と称し伊勢系のものとは異なる）による祈禱を伴ない、



荒神祭り

当時の宗教界の、特に神概念の大勢においては、伊勢・熊野・吉野をはじめ修験系の下級宗教者が、民俗信仰を習合して各地に入り込んでいた。彼等は既成の社や、領主層の莊園鎮守神、地頭勧請神などの祭祀には關与しなかつたかわりに、新たに在地にあつて抬頭して来た庶民の信仰を掌握、特に祖霊神の祭祀や、五穀の豊穡などを切実に願う人々の心をつかんでいったものと考えられる。

但しその実態についてはまだあまり研究が進んでいない。一般に彼等を山岳修験や本格的山伏に対して里山伏とか里修験などと名付けているが、具体的には西日本では法者などの名で呼ばれる男性の宗教者と、命婦・巫女などと呼ばれる女性の宗教者が組となつて祭祀に参与したという研究が近年出されている。

一般の山伏達がカスミなどと称して自分の活動範囲であるテリトリを持っていたように、彼等も本来は自己の掌握する祭祀圏があり、通常の宗教活動においては、その範囲での個別祭祀を行なつていたと考えられる。ただし幕藩体制化における村神主のごとく、一定地域にはじめから定着したのではなく、早くは一定時期にその地を訪れる遊行の宗教人として、または特殊な職能をもつ非定着民として活動していたのが、地域の小祠・小堂の管理者も兼ねて次第に定着をみたものかと考えられる。

彼等の職能は通常には小祠・小堂の月次・日次の祭祀であり、周期的な家祈禱、臨時の病人祈禱などであつたと思われるが、名単位で祀る先祖神の式年の祭祀には付近の仲間が集まつて、大祭を行なつたと考えられる。その具体的様相については、次章で述べることにしたい。

その後に「能」を演じるものを山伏神楽、その他獅子頭を用いない同地方の番楽・法印神楽などを別に分類する方法も行なわれるが、これら「能」を余興の主眼に置き、それを持ち伝えた演者が山伏・修験の徒である神楽は、いずれも一括して分類してよいかと思う。

この系統の神楽は、中国地方はもとより、東北、江戸の里神楽など関東をはじめ、四国、九州にまで分布し、そのいずれもがもとは修験系の宗教者の關与がみられるのが特徴である。この神楽の分布しないのは大成された能が行き渡る近畿・北陸地方と、同じ修験者のもち伝えた神楽でありながら、湯立てによる浄めを中心とした熊野・伊勢・諏訪の信仰圏ともいえる中部山岳地帯といふことが出来、能を中心とした神楽の分布圏とは重複しない。ただし流布年代の遅い伊勢・大湊系神楽の獅子神楽は、近畿・中部を中心として全国に分布し、他の神楽圏と重複するし、大神社を中心の巫女神楽の分布も、地域的特徴はない。

さて、神楽の庭で演じられる能は、大和猿楽座が完成された能とは、根本においては同じであるが、未だ完成されない以前に枝分かれした古い要素を伝えるものといつてよい。但し今日残るものの大部分は、近世を通じての改革がなされたために、すっかり中世的古態を崩してしまつてゐるが、その根底は、大和猿楽が大成する以前の古い猿楽の姿を認

めることが出来、この芸能を持って地方に入り込んだ宗教人達のおよその出自とその年代が推定出来るのである。

三、中国地方の神楽

1 祭祀組織の特色

私は先に中世期の農村支配構造の中で、荘園などの内部に有力農民層による名主を中心として、その名田耕作者である血縁的共同体（本来は血縁のみでなく、一般労働者をも含む）が生まれたことを記した。しかしこの集団組織は、すべての土地において一様であったわけではなく、またそのような考え方で、中世期の村落生活の実態を把握できるわけではない。しかし、近世幕藩体制化における集落単位である地縁的村というものが、かならずしも中世的村落組織であったわけではないことは確かである。

中国地方の山間盆地、それも比較的早くから拓かれた地方においては、名主を中心とした集団組織はわりと早くからみられ、この名主層が集まって地域の神社（荘園鎮守社である場合が多い）の祭祀組織である宮座を構成する場合などもみられる。

この土地の有力農民である名主を中心とした名田の耕作組織は、耕作に必要な水などの配水を同じ水路の水掛けで行なったり、実生活の上で必要な作業を共同で進めたのもちろんであったろうが、最大の特色は祖霊神を戴いていたことであつたと思われる。その祖霊神をどのような名称で呼んだかは、地域によって異なつたと思うが、中国地方では主に荒神の名で呼んだかと思う。たんに荒神では区別がつかないため、その上にその神が祀られる名の名称を冠して

呼ぶ所が多い。しかし、備後・安芸海岸部の穀神、安芸・周防・長門などに多い河内神なども同様の性格の神かとも考えられ、所によつては大歳神もこの範囲に入るかもしれない。

石見地方にては大元神がこの神にあたり、その分布は明治中期のある程度神社合祀が進んだ段階でさえ、別表の如く相当の数をみることが出来る。荒神や大元神の分布上の特色は、村落共同体の神ではないから、本来近世村落の範囲とは無関係に祀られている点で、その祭祀圏も近世的村落神である土産神とは別に存在する方が古い。ただし大元神祭祀圏などでは、近代に入ると合祀が進み、村落の神として祀られる場合が多く、同一村内に数神の大元神が祀られている場合などでは、一度に勧請して、地域の祭礼として共同で祭ることがみられる。

これに対し古い荒神信仰が根強く残る備後旧奴可郡（現比婆郡の一部）一帯では、一〇―二〇軒程で構成された名（苗）単位で一つの荒神を祀る所が現在でも多く残り、その名（苗）それぞれが単独で祭祀を行なうという古い姿がみられる。

ちなみに大元神祭祀の古い姿を考える参考として、その具体的祭祀形態を牛尾三千夫氏報告の例（祖霊加入の儀式としての荒神神楽「まつり一二号」で記す）次の如くである。

現比婆郡東城町塩原は、近世奴可郡塩原村と呼ばれた地であるが、この村（五八戸程の小集落）には、高下・中祖・広実・足尾谷・宗清・東・堂河内・光森・高田・定清の一〇名が存在し、それぞれの名頭（名主）が別の本山荒神を祭祀しており、住民はいずれかの名（苗）に属している。もちろん現在は、古いままの名頭が続いてい

るわけではなく、一〇名のうち五名が名頭の断家などに入れ替つて

いるというし、この荒神祭祀を中心とした名組織が、ただちに中世期荘園制下に育つた名組織に繋がるかどうかは疑問がある。しかし近世幕藩体制下での人口増加による荒神名の増加をある程度考慮に入れたとしても、広実・宗清・光森・定清等の名の名称は、あきらかに中世名の残存であると思われるし、この名組織によつて先祖神である荒神を祀るという形態が、中世期の祭祀形態の残存であることだけは確かである。

因みに現比婆郡東城町の範囲は、中世前期の史料に「奴可庄」「奴可東庄」などの名であられ、京都の摂関家である九条家領とされた地である。

現在の大元神楽分布地帯の祭祀組織が、中世期にはたして備後奴可郡の荒神神楽地帯と同様の名組織を有していたかどうかは不明である。石見国一帯には中世荘園制下の支配を残す地名なども少なく、ただちに備後の例をあてはめるわけにはいかないかもしれない。

しかし例えば石見国邑智郡川下村（現川本町）という近世村一村に、田原・江下・瀬尻・笹畑・村木・多田など六神の大元神が祀られていたという事は、近世の川下村という範囲の中に、大元神を祀る別の六つの祭祀組織があつたわけで、大元神という神が地域神である近世的氏神組織とは別であつたことを教え



舞 剣

てくれる。ただその個別の祭祀組織は早くに消滅し、近世後期には村単位の祭祀となつていらい。村落単位で合同の大元神祭祀を行ない、その場に村内の各大元神を勧請して祀るという方式である。しかし本来は各大元神の祭祀は個別で、それぞれの式年にあわせて祭りが行なわれたはずであるのは、備後の例から推して明らかであろう。

2 芸能の特色

中国地方一帯の神楽の庭で演じられる芸能が一種の古い能であることは既に述べた。またそれが中世期に神楽の中心祭祀者であつた修験山伏によつて伝承されたことや、同系のものが、東北・関東・四国・九州にも分布することも前述した。この神楽の特色の一つは、直面による採り物舞をも同時に演じること、その限りでは中国・四国・九州の神楽が出雲流の名でも呼ばれる。出雲流の名称には近年疑問も出されているが、直面の採り物舞と能とを組合わせた構成の神楽の総称と考えればよく、出雲国佐陀大社を中心とする一帯では、近世初期に大成後の能の様式を取り入れて再構成し、前半に直面の採り物舞である七座の神事、次に本来の系統の神楽にはなかつた能の翁舞（式三番）を取り入れ、次に本来の神楽で演じた古い能を、大和猿楽（中央の能）の形式に整え直して演じるように工夫した。この佐陀大社での改革がこの社の神事に集

まる付近三郡半の神職によって伝播し、ほぼ出雲国一國と隠岐国などに伝えられたが、周辺部での改革度合は佐陀大社を離れると序々に小さくなる。

備中・備後・石見においては、この佐陀様式の神楽は直接的には伝播しなかったと考えられる。しかしある程度中世的修験色を払拭し、美しく洗練された様式は、近世という時代色にも合致し、また吉田神道浸透にともなう神道色の普及ともあいまって、間接的には大きな影響のあったことが考えられる。

江戸時代後期に入ると国学の抬頭によって神道の思想的背景が確固たるものになるにつれ、神楽の方式にも大きな改革の手が加えられた。その第一は修験色の一掃であり、第二には「日本書紀」「古事記」への回帰である。これにより神楽台本は書き換えられ、記紀に登場する神話を題材とした能は、それまでの修験者が伝えた伝承による能を、神道流の記紀による方式に改め、他の能からもなるべく修験色を除くことにとめた。この時一つの規範となったものが、既に江戸時代初期に改革が進められた佐陀大社の神能であったことは充分に考えられる。

これらの江戸後期の改革に参与し、その中心的存在となったのは、備中では川上郡成羽の人、西林国橋であり、石見においては邑智郡川本（現川本町）弓ヶ峯八幡宮神主三浦重賢を中心としたグループ、安芸山間郡にあつては山県郡壬生（現千代田町）の国学者井上頼定などであつたと思われる。

五行祭文や、天文一三年（一五四四）の山伏祭文も残している。

島根県側では離島隠岐島の島前焼火神社が修験道色の強い聖地とされたことはよく知られているが、ここで演じられる神楽も、古くは山伏色の濃いものであつたことは想像に難くない。

石見地方にあつては史料的に中世期の神楽に携わった者達の身分を明らかにすることは出来ぬが、石見国一宮たる物部神社や、小笠原氏の信仰が厚く地頭鎮守社であつたと思われる三原武明八幡宮、下口羽八幡宮などの大社を別にすれば、村々の祭祀が今日の如く神道に統一されていわけではない。一応祭祀者は神主・祝言・祝司などの名で呼ばれていたらしいが、名前は〇〇太夫で、一般には太夫さんの名が普通であつたらしい。因みに石見地方のうち大元神楽が伝承される地区の神社棟札やその写しで古いものと次の如くである。

福光本領村八幡宮 応永一九年 神主
左馬太夫



「盤戸」における喜びの舞

蔵太夫
西田村八幡宮 天文一七年 神主治部太夫鏡連
地頭所村八幡宮 天正四年 神主安田縫殿助
矢上村 天正一一年 祝言若狭守

四、大元神楽の歴史と分布

1 大元神楽の変遷

中世期の石見地方において、村々の祭や神社祭祀がどのようなものであつたかを証する史料は少ない。わずかに邑智郡川本町三原の武明八幡宮に文明年間（一四六九―一八八）の宮座文書が残り、中世的宮座による祭祀が行なわれていた事、また同郡大和村都賀の八幡宮に天正（一五七三―九二）頃に田楽や相撲が演じられていたらしい事（棟札）などを知るのみである。しかし現今のような大元神楽の古型ともいへば神楽が演じられていたことは確かで、それを執行する専門の祭祀者がいたことも確実である。但しこの祭祀者が今日の如き神道系の神職であつたかどうかは疑問で、神主などと称していてもたぶんは前述した如き修験山伏色の濃い祭祀者であつたことが考えられる。

例えばこれまで古式を残すとして例述した備後地方では、神楽の祭祀者が中世末期までは山伏であつたという伝承が濃く、後述する古い神楽台本や史料を残す広島県比婆郡東城町戸宇の現八幡宮神主板木家は、天文（一五三二―五五）頃までは山伏であつたという家伝を残す。同じ広島県山県郡千代田町壬生の神職井上家は、地方きつての旧家とされ、付近に伝わる芸北神楽伝承の中心的役割をはたした家柄であるが、この井上家には天正一六年（一五八八）の年号をもつ「荒平舞詞」の神楽台本を残す。現在伝わる唯一の中国地方の中世期の神楽本であるが、この家も家伝では中世末期までは山伏で、現在の五行神楽の原型ともいえる延徳二年（一四九〇）の山伏

都賀村八幡宮

元龜二年

神主三東七郎右衛門

また吾郷村天津神社には次の三枚の棟札がある。

祝司三上神兵衛

文祿四年 祝部修理太夫

慶長二年 神主修理太夫

寛永一四年 大宮司牛尾内蔵太夫

以上の如く比較的大きい社ではあるが、棟札などでみた限りでも、祭祀者が姓を名乗るのは天正から慶長にかけてであり（中世期に在地武士団と結びついた大社の神主層の場合）はもつと古い。吉田神道などの関係を生じると大宮司などの肩書きを記すようになる。

石見地方に吉田神道が入りこんだ正確な時代は不明だが、桜江町市山八幡宮の神主牛尾家には寛永一六年（一六三九）以降の神道裁許状が残る。しかし実際はもう少し早かつたらしく、吾郷村天津神社に残る元和元年（一六一五）の「大元舞熟書之事」は、吉田神道が徳川幕府と結びついて全国的神主層の統一を計つていった様子がよく知れる文書で、この頃には主要な神社神主の統一がなされており、大元神楽もそれら神主の裁許を得た者を中心となつて執行するようになっていたらしい事が知れる。

但し、この文書の神主連署の筆頭は「吾郷村別当神宮寺 沙門慶

円」とある。またこの頃は吾郷村の場合天津神社神主ではなくて、別当の神宮寺(林生山神宮寺)と号し、のち大森銀山の地に移転した」が神楽に關与していたことが知れる。神社における神宮寺の存在は、大元神楽をはじめ中国地方の神楽を考へる場合重要である。邑智郡桜江町市山の八幡宮の場合、神主牛尾氏宅に天正五年の年号がある「法印補任状」の写しが残されているが、それによるとこの地にはその頃真藏坊と称する法印がいたことがわかる。また文禄四年(一五九五)の小作文書写しにも、宛先が市山神宮寺一乗坊となっており、すくなくとも近世初期までは市山に神宮寺があったことが知られる。吉田神道の神主職掌握と前後して、この神宮寺は消滅していく。もともと神宮寺の勢力が極度に強い所では古風を残した所もあった。邑智郡石見町中野の賀茂神社がその一つで、元龜二年(一五七二)の棟札に「道師 竹崎刑部太夫」とあるが、竹崎某の名は新しく木を削ったもので、本来は神宮寺の僧名が記してあったと思われる。また天明元年(一七八一)の神楽役指帳にあっても、神勸道師の役をとめている。これは江津市波積の神主郷原家にあっても同様で、天明期の神楽役指帳にまだ「郷原檢校」の名がみえる。

以上の如く石見地方においても中世末期から近世初頭にかけての吉田神道による全国統一による改革の手は、それまでの中世的祭祀から、修験系の仏教的色彩を削り落していった。殊に祭祀者集団の変貌が著しく、唯一「神道家としての様相を整える過程において、修験色の一掃が行なわれ、近世の村落組織固定化の進むなかで、信仰面にあつては村落鎮守社(村氏神)の編成が進行した。本来、村氏神の祭祀ではなく、血縁的集団の先祖祭祀であつたはずの大元神祭

記が、村落祭祀の様相をおびたのもこの過程においてであつたと考えられる。

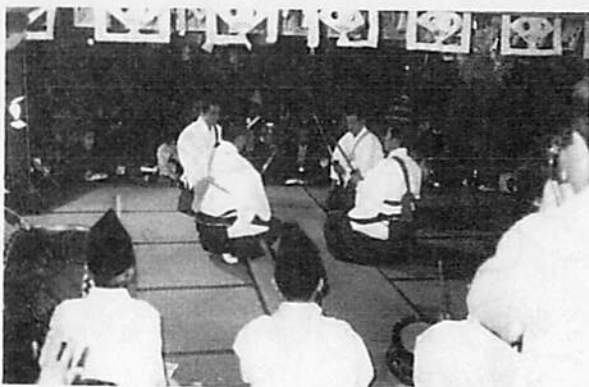
しかしこの改革において大きな変貌をとげたのは、祭祀者側と信仰形態においてであつて、その内容や芸能面にまで深くかわつたものであつたわけではない。その点で出雲佐陀神社周辺の神楽とは大きな違いがあり、五行陰陽思想による祭祀や、先祖神たる大元神の性格、天蓋・御幣・なげしりなどの祭祀型態、神楽の修験的内容や演出にまではその改革の手は及ばなかつたと思われる。

江戸後期における第二波の神道改革は、その点近世初期のものとは異なり、その内容に及ぶものであつた。文化・文政期(一八〇四—一三〇)を中心として全国的に興つた国学の復興は、地方在住の神職を中心に底辺の広い浸透をみせた。石見地方にあつても、邑智郡川本の弓ヶ峯八幡神主三浦重賢を中心とした人々がその思想のもとに神楽の改革を試みた。即ちこれまで中世的修験色の色濃かつた神楽の内容を、「古事記」「日本書紀」等に基づく神道色の強いものとし、合理化の手を加えたわけで、祭祀そのものにも民俗的色彩を少なくして、神道色を広く導入したものである。文化初年にまとめられた「御神楽之巻起源鈔」、同七年の「御神楽舞言立目録」など、以後の大元神楽のもととなつた神楽台本や思想が、この時整理されているが、それ以前の台本がなければ比較が困難なのが残念である。この改革神楽は、それなりに当時の民衆に受け入れられたらしく、新しい流行となつて広島県安芸地方から石見一帯へと大きな影響を与え、現今の安芸神楽や芸北神楽は、この神楽が定着し、それぞれの土地で更に工夫が加わつたものとみてよい。

石見地方の場合、さらに幕末から明治期にかけて再度の改革があつた。那賀郡鍋石村(現浜田市)の国学者藤井宗雄等による改革がそれで、文化文政期の改革台本を、当時の神道普及運動の方向にそつて、更に徹底した手を加え、言葉も古語にかえたばかりでなく、これまで六調子とよばれていたテンポを八調子と称す活発な早いものとし、時代の要求にそわせた。

この新改革の神楽は、藤井の居住した那賀郡の海岸部や、現浜田市を中心とした地域に普及をみたものの、現在の大元神楽伝承地である邑智郡にまでは大きな影響を与えることはなかつた。しかし現江津市など、本来は大元神楽の伝承地であつた所で、八調子神楽(石見神楽と呼ぶ)に転じた所も多い。

近代を通じてこの八調子神楽は藤井等の予期しなかつた方向に発展した。その一つが神楽衣裳や小道具の華美化で、八調子神楽の早いテンポの派手な特色にあわせて、見せる要素が強調され、さまざまな工夫を生んだ。大元神楽など旧来の調子や台本を順守した地帯も、この影響はまぬがれることが出来ず、八調子神楽の演出は各地の神楽をも席捲することになり、昔の演出が忘れられた。因みに石見地方の神楽では「八咫」の一曲に出る八岐大蛇は灯提式蛇胴を使用することはなかつたが、広島県安芸地方の演出が石見八調子神楽



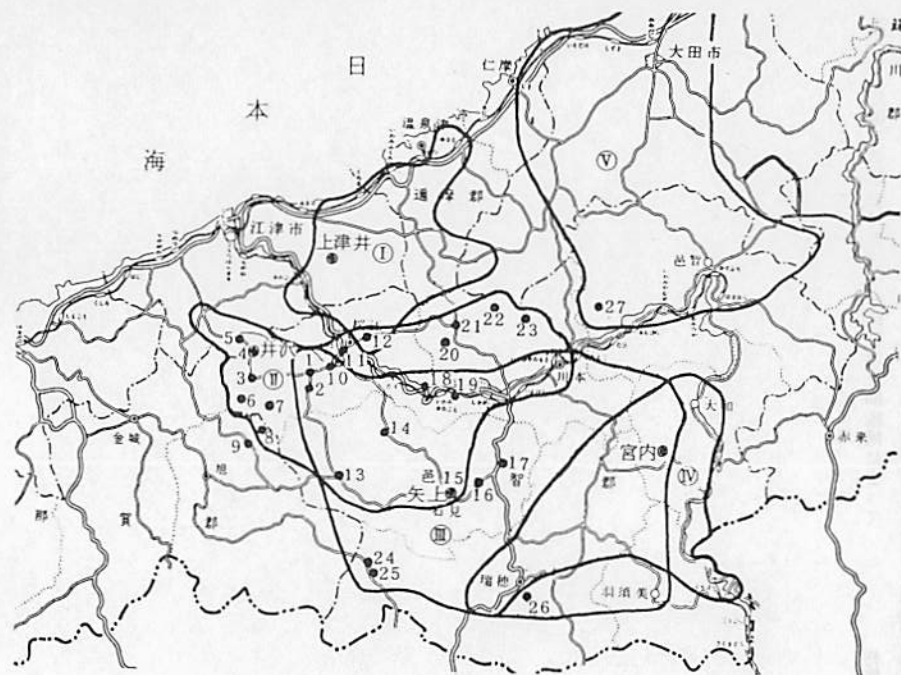
鈴合せ

に入り、更に山間部のものにも影響を与えたという風である。

明治以降、全国の神楽に大きな改革をもたらした要因がもう一つある。神社により発令された神職演舞禁止令と、神懸り等の禁止令である。それまで中世の宗教人の系譜を引く神職によって伝承された神楽は、この命令によって一般民衆の手に渡らざるをえなくなつた。もちろんそれ以前においても、ある部分は神職以外の者が演じる場合もあつたが、基本的には神職(太夫)による神楽組によつて、一夜の神楽は構成されていった。しかしこの神職の演舞禁止や神懸りの禁止により、神の意志を聞くという神楽本来の目的は大幅に後退することになり、その娯楽性のみが表面化せざるを得なくなつた。またある地方ではこの折の神職から一般人への伝承経過がうまくゆかず、漸時神楽のすたれた所もあつた。

大元神楽ではわりに遅くまで神職による舞が続けられていた。一つは山間部であつたことや、神職自体神楽に対する愛着が強かつた故かと思われるが、大正十一年の市山村の役指帳では、まだ神職と、出雲大社教所属の教職のみによつて演じられており、その後も漸時娯楽的要素の強い能の部分(仮面をつける)は一般に譲つたが、神事や直面の採り物舞は現在に至るまでその大部分を神職がつとめている。これが大元神楽を古い形式のまま今日

大元神楽の現行地と昔の神楽組の範囲



大元神楽執行に参集した神職による神楽組

- ① 江津市上津井の神楽 (明和8年の神楽帳による)
- ② 旧長谷村井沢 (現江津市) の神楽 (天保10年執行の神楽帳による)
- ③ 石見町矢上の神楽 (天明元年執行の神楽帳による)
- ④ 大和町布施宮内の神楽 (明治5年執行の神楽帳による)
- ⑤ 江戸の初期元和元年の史料にある神楽組 (大元舞熱書之事による)

大元神楽現行地一覧

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1. 桜江町市山 | 11. 桜江町川戸 | 21. 川本町南佐木 |
| 2. " 江尾 | 12. " 住郷 | 22. " 湯谷 |
| 3. 長谷 | 13. 石見町日貫 | 23. " 三俣 |
| 4. 江津市井沢 | 14. " 日和 | 24. 瑞穂町下市木 |
| 5. " 清見 | 15. " 矢上 | 25. " 上市木 |
| 6. 桜江町勝地 | 16. " 中野 | 26. " 亀谷 |
| 7. " 八戸 | 17. " 井原 | 27. 邑智町地頭所 |
| 8. 旭 町山内 | 18. 桜江町大貫 | |
| 9. " 木田 | 19. " 渡 | |
| 10. 桜江町小田 | 20. 川本町古市 | |

に残した大きな原因であることはいうまでもない。
また神懸りについても、禁止令が出た以降も、密かに有志の手に
よって続けられ、それを黙認するばかりでなく、手助けさえした神
職達の了解があったことは忘れてはならない。

2 大元神楽の分布と神楽組

石見地方の大元神楽の分布については別表にある通りであるが、古
くはこれらの大元神を式年に祀る場合、それぞれ個別に神楽があつ
たと思われることは前に記した。更に出雲地方飯石郡や神門郡にお
いても、式年の神楽を大元舞と称していたことが「雲陽誌」にみえ
ているから、本来中国山脈南側東部一帯の荒神信仰に対して、北側
西部一帯にひろがる大元神信仰に伴う神楽を大元神楽と称したと
考えてよいと思う。

しかし今日大元神楽の名で呼ばれるものは、邑智郡東部一帯の六
調子神楽で、八調子に改革された東石見海岸地方のものは石見神楽
と呼ばれ、西石見のものは別に西石見神楽と呼ぶ。邑智郡西北部一
帯には既に神楽はない。

大元神楽と呼ぶ神楽の最大の特色は、大元様と呼ぶ神を勧請して
式年に演じる事である。この大元神の性格が、他地方で荒神などとも
呼ぶ一種の血縁集団の先祖神的性格をもつものであることは既に
述べた通りである。それ故に地縁的氏神祭祀 (村鎮守の祭祀) より
はるかに身近かなもので、本来はこの祭場には集団内部のすべての
屋敷神・小神などが勧請される。

第二の特色は演じられる神楽が六調子というゆつくりした古風な
ものである点で、近年衣裳・演出等には八調子風の影響があるにし

ても、基本は古型を残している。

第三は娯楽要素の強い面をつける能や、若干の採物舞以外は神
職による伝承がなされている点で、それ故に古い伝承を確実に伝え
ているといえる。

今日、いわゆるこの大元神楽を演じている地区は次の通りである。

○邑智郡桜江町

市山	七年に一度	昭和五一年一月執行
江尾	"	昭和五四年一月執行
小田	"	昭和五六年三月執行
川戸	四年に一度	昭和五五年に執行
長谷	七年に一度	戦後一回のみ
勝地	"	戦後一回のみ
八戸	"	昭和五〇年一月執行
山中	"	近年なし
谷住郷	一三年に一度	戦後一回のみ
大貫	七年に一度	"
渡	"	"

○那賀郡旭町 (山内は旧邑智郡八戸村の一部)

山内	七年に一度	昭和四八年執行
木田	"	昭和五五年執行

○江津市 (旧邑智郡長谷村の一部)

井沢	七年に一度	昭和五五年執行
清見	"	戦後一回のみ

○邑智郡石見町

日貴 五年に一度

日和 四年に一度 昭和五五年に執行

矢上 五年に一度 昭和五六年一〇月執行

中野 〃 昭和五五年一〇月執行

井原 七年に一度

○邑智郡川本町

南佐木 七年に一度 昭和五五年一月執行

古市 一三年に一度 昭和四九年一月執行

三俣 七年に一度 昭和五八年一月執行予定

湯谷 〃 昭和五七年一月執行予定

○邑智郡邑智町

地頭所 五年に一度 昭和四九年執行

○邑智郡瑞穂町

上市木 五年に一度 昭和五五年一〇月執行

下市木 〃

龜谷 七年に一度 昭和五六年一月執行

以上であるが、近年は費用や過疎現象によりなかなか執行が難かしいようである。(執行年月には若干の齟齬があるかもしれない)

大元神楽の執行の場合、神能を一般人が演じることになった現在でも神職が八名から一〇名必要である。すべてを神職が演じた時代にあつては、この数は更に増え、一二〇名位を必要としていた。この互に奉仕する大元神楽の神楽を助けあう神職の組織を神楽組と称してよいと思う。このような組織形態はなにも神楽の場合のみではなく、中世期の猿楽座の場合にあつても同様の互助組織によつて

成立していたし、東北地方の山伏神楽においても同じような形態で、これは修験などをはじめ中世の演能方式であつたと思われる。

その意味でも近世における大元神楽の執行者である神職による神楽組は、中世期における執行形態の残存であり、普段は各村にあつて、在所の神社や地域の神々に奉仕し、片や農にも従事、時には病氣祈禱などにも携わつた中世的宗教芸能者が、事にあたつて一座して神まつりの祭儀や、神の意志の伝達、神との饗宴における神楽の能を演じるという型を踏襲している。

さて大元神楽における実際の神楽組は、なかなか広い範囲で形成されていられない。元和元年の「大元舞熟書之事」に連印をしたのは九名であり、一つの古い神楽組と考えてよいと思うが、それによると吾郷村神宮寺の僧沙門慶円(現邑智郡邑智町)を筆頭に、地頭所(邑智町、吾郷の隣村)・上山村(現大田市、三瓶山麓)・大田村(現瀨摩郡仁摩町、石見海岸部)・浜原村(邑智町)・奥山村(邑智町)・千原村(邑智町)・酒谷村(邑智町)・波根村(大田市、海岸部)と相当に広い地域に亘つて神主が集まつている。江戸初期の史料はこれ一つであるが、後期は神楽帳が多くあるので、それを手掛りとする。

(一) 明和八年頃、江川河口で石見海岸部の上津井村(現江津市)で行なわれた大元神楽には、注連主(主権神主)の波根村(現江津市)住の郷原大膳を中心に、川登村坂根氏(現江津市)・福田村滝崎氏(現瀨摩郡温泉津町)・都治村山本氏(現江津市)・井田村長尾氏(現温泉津町)・大家村原田氏(現大田市)・湯里村原田氏(現温泉津町)・南川登村村徳氏(現江津市)・住郷村

本山氏(現邑智郡松江町)・福光村森山氏(現江津市)などの一〇村の神職が集まつている。といつても坂根氏は越中守・宮内・出羽守の三人の名があり、山本氏は和泉守・岩次郎の二名。本山氏は豊前守・豊後守の二名の名が記されるから、総勢は四名程、それに姓はないが名のみの嘉内・喜伝・佐仲等の者と巫女一人が参加している。

(二) 今日最も大元神楽の式年祭をよく残す所である邑智郡松江町の八戸川一帯の村落のうち最も古い神楽帳の残るのは、旧井沢村の天保一〇年のものである。それによると注連主の牛尾監物(市山村宮司)を筆頭に三原村湯浅氏(現川本町)、川越村三浦氏(現松江町)・川戸村三浦氏(現松江町)、日和村三浦氏(現石見町)、跡市村河野氏(現江津市)、三谷村湯浅氏(現川本町)、住郷村本山氏(現松江町)、井田村長尾氏(現温泉津町)、矢上村諏訪氏(現石見町)、川本村三浦氏(現川本町)の諸氏が参集している。或は親子で来ている所もあり、姓の不明な浜太・嘉吉という名も見えるから総勢一五・六名は数えることが出来る。この神楽組の範囲は今日においてもさほど変化していないのが注目される。

(三) 井沢村の神楽帳にも名の見えた現邑智郡石見町矢上の諏訪氏(享保二年より静氏を名乗る)の注連主となつた矢上の大元神楽の場合は、天明元年の神楽帳が残る。それに参集した神主は、注連主の静頼母以下、市山村牛尾氏、中野村竹崎氏(現石見町)、日貴村松本氏(現石見町)、川本村三浦氏、市村斎木氏(現瑞穂町)、同じく市村斎木氏(上下二人の斎木氏が居

た、布施村松嶋氏(現大和村)、日貴村静間氏、田所村三上氏(現瑞穂町)、阿須那村斎藤氏(現羽須美村)、日和村三浦氏、川越村三浦氏の二三社家の名が見える。他に姓を記さぬ采女・靱負・志磨・岩根・増見・大宇・薩摩・左内・葛見の名があり、いずれも子息達と思われるので実際は二十数名が参加したことになる。

(四) 石見の奥部大和村布施の宮内の神職松島家に残る神楽帳は明治五年のもので古くはないが、この地方の神楽組の範囲が知れる。神楽の役指帳は演目名とその役名を記すのみで、何処の神職であるかの記入はないから、現在廃絶した社家のある所は不明なものが出てくるが、布施の場合、松島重友・重春の父子を注連主に、都賀行村富永氏(現大和村)、口羽村三上氏(現羽須美村)、口羽村竹崎氏、八色石村三上氏(現瑞穂町)、高見村三上氏(現瑞穂町)、阿須那村斎藤氏(現羽須美村)、田所村三上氏(現瑞穂町)、上田所村三上氏(現瑞穂町)、宇津井村難波氏(現羽須美村)、伏谷村城月氏(現大和村)の十社家他に城月氏父子が参加している。

これらの神楽組は、ほぼ地域的、または姻戚・交通などの便によるもので絶対的なものではない。もちろんその時の都合によつてメンバーの変化もあろうし、若干の移動もあるに違いない。しかし相互の互助関係によるものだけにさほど大きく変わることはないように思われる。

石見中央部の邑智郡住郷村に住む本山氏が、海岸部の上津井の大元神楽にも、また住居の近くである井沢村のものにも参加しており、

市山村の牛尾氏は、自分の受持ちの井沢村にも、また奥部の矢上村のものにも参加している。ということはどのような事なのであろうか、これらの神楽組で演じている神楽にはさほど大きな違いはなく、互に手伝いの出来る種類のものではあつたはずである。もちろんその細部においては方式に違いがあり、演目や演出に異同があつたと思われるが、大きく大元神楽としては、互に立合ひで舞つたり、神事に参加出来るだけの共通性があつたと考えることが出来る。

3 大元神楽の台本と曲目

中国地方に現存する神楽のなかでも、その方式にはあまり大きな改革の波を受けていない大元神楽も、前述した通りその能台本には文化文政期を境に整理がなされている。邑智郡川本村の神主三浦重賢や、日貫村の静間吉就などの手になるのがそれで、今日残る「御神楽舞言立目録」(牛尾三千夫氏蔵)の奥書には、文化七年の三浦重賢による原本署名と、文化九年の写伝者静間吉就の名が記される。重賢の記した後書きによると「……予密におもふに 中古乱世の劬より兵乱の為に妨られ、諸社家も修学乃暇なく、自ら愚智盲才に成行、此におゐて神祇の道も暫く衰たりとや謂む 斯る節に至て正伝自然と亡失し嘘説ますます蔓り 漸神君の御代に移てより己来 諸人も安住に基き、社職も神勅の間を得ては 書に眼を晒すといへども 未だ此神楽の崩誤を正し補なふ者なし 僕是を見るに忍びず聞に堪ずといへども 如何せん文盲不才にして 是を改むるに力及ばず しかはあれども衆人の嘲 神慮の恐れを思ふこと切なるにより 仮名書の書の端々を伺ひ 一つ一つと正し改むるといへども 元来力なく文拙きによつて未だ半は古来の誤り其儘に残せり……」

とあり国字抬頭の地方学者であつた彼等が、「古事記」「日本書紀」の史書に照らして、あまりに仏教(修験)臭の強い、また地方伝説臭のある神楽台本に彼等の知識をもつて手を加えようとしたかがよく読みとれる。

現在、大元神楽に関する限り文化年間より古い台本の存在を開かぬ。浜田市立図書館に寛政元年九月の年号ある台本(浜田市周布牛尾照典氏蔵)があるが、完全なものでなく、あまり参考となるものではなかった。

神楽の曲目のすべてを神職が行なっていた時代には、神楽執行の中心者である受持ち神主(注連主)が、集まる神職の数やそれまでの慣例に従つて神楽番組帳をつくつておき、神職が揃つた所で、それに当日の役割を相談の上で記入していった。この帳面を役指帳とも神楽帳ともいう。各神職家にはこの帳の古いものが残り、それによつて神楽に集まつた神職の名や数がわかり、神楽組の組織が知れるのであるが、同時にその時の番組も判明する。現在調査しえた古いものは次の諸本で、その曲目を一覧すると表の如くなる。

- (一) 明和八年卯歳十月廿八日 夜神楽規式神役 注連主郷原大膳 (現江津市上津井のもので「是ハ上津井大元神楽之役帳 井神書此内ニ有」とある)
- (二) 天明元丑九月首十辰 大元尊神夜神楽役指寛帳 注連主大宮司静頼母 (現石見町矢上のもので)
- (三) 天明二壬寅歳十月吉祥廿九日 夜神楽規式神役 注連役郷原大膳 (江津市波積)
- (他に郷原家蔵のものには天明四年・寛政六年・七年・享和六

年・文化三年・四年・十年・文政元年・二年・七年・十三年・

嘉永四年・安政二年・明治三年のものがある)

- (四) 文政八稔乙酉九月十日 大元尊神御神楽役指牒 (石見町矢上)

- (五) 天保十年亥十月中九日 大元尊神御神楽御役指 井沢村大宮司 (江津市井沢)

- (六) 安政六己未歳九月廿日 於馬場八幡宮 大元大明神御神楽役差帳 注連主両大宮司 (瑞穂町市木)

- (七) 文久元年酉霜月八日 大元大明神御神楽役差帳 大宮司 (川本町三原)

- (八) 明治五壬申九月八日 田立神社御神楽役記 旧神官松島重友父同重春 (大和町布施)

- (九) 大正十一年十一月廿五日夜謹行 大元神楽式年祭役指帳 執行牛尾樺夫 (桜江町市山)

他に最も古いものとして宝暦十一年の奥書がある現江津市和木の

大元神楽役指帳があるが、これは前三分一程が欠けている。

以上のものを演者名を略して演目のみを一覧にしたのが次頁の表である。(実際はこの通りに執行されたかどうかは不明である)

近年の研究によれば、中国地方の神楽執行には古く女性も関与していたとされる。中世期の神楽執行者であつたと思われる修験山伏の徒は、法者などとも呼ばれ神楽を執行するとともに、神懸りさせる技術をもつており、神の意志を人々に伝える力を有していたともされる。この折法者と組んで活躍したのが巫女とか命婦と呼ばれ

た女宗教者で、当然神楽の場で演じられる能にも、彼女達が関与したとるのである。しかし現在の神楽からは女性関与の伝承を知るすべはない。ただ隠岐島における神楽には、巫女の関与があり、神懸りは女性によつてなされる。また大元神楽においてもかつて女性の参加があつたらしいことは明和八年の上津井村大元神楽役指帳に女巫と思われる者一人が参加している。——はたして神楽の能にまで女性が参加したかどうかは不明とせねばならないが、神事の部分に古くその参加があつたことは充分に考えてよいと思う。

①宝曆十一年 和 木	②昭和五十年 八 戸	③大正十一年 市 山	④明治五年 布 施	⑤文久元年 三 原	⑥安政六年 市 木
(前文説)	四方堅 清湯立 荒神祭 潮 敵 山勸請 神殿入 献 餌 大歌連読 奉 幣 祝詞奏上 玉 串 撒 餌 休 憩 太鼓口 岩 戸 弓八幡 剣 舞 天 神 御 座 天蓋引 夜 食 山ノ大王 羯 鼓 天女・利面 神 武 綱 貫 託 宣 四 剣 姪 子 鍾 旭 鹿 輪 御網祭 神送り	四方堅 幸神祭 山勸請 神殿入 祓 式 太鼓口 神於呂志 (潮敵) 窟 戸 献 膳 奉 幣 祝 詞 各拜礼 撒 餌 脱服休憩 剣 舞 弓八幡 神 武 羯 鼓 天女・利面 鹿 輪 御 座 神功皇后 鍾 旭 天 蓋 鈴 合 姪 子 八 咫 天 神 貴 船 前 山 武御名方 黒 塚 綱 貫 両太刀 五龍王 六所舞 御網祭 拜 礼 神 送	神殿入 禊師 太鼓口 座 付 潮 敵 簪 戸 注連起 御崎揃 奉 幣 剣 舞 於比 (帯) 手 草 八 衝 初祝詞 鹿 輪 鍾 旭 御 座 勸 請 皇 后 降 居 祝 詞 鈴 合 神一会 羯 鼓 天 女 利 面 惠美須 天 神 八 咫 両太刀 貴 船 黒 塚 風之宮 五龍王 六所舞 神 送	荒神祭 御湯立 神殿清女 神殿入 山勸請 神祇太鼓(太鼓口) 座 付 潮 敵 天岩門 剣 舞 手 草 勝古(羯鼓) 切 女 鍾 旭 荒 神 鹿 輪 天 蓋 天 女 太祝詞 四 劔 八十神 根堅州国 天 神 貴 船 川上猛 黒 塚 神武天皇 八 咫 両 剣 関 山 綱 貫 六 所 五龍王 御神宣 神誼祝詞 鎮 斎	清女湯立 荒神祭 神殿入 導 師 太鼓口 床着 (座付) 潮 敵 窟 戸 御神供 御神供 捧 幣 祝 詞 剣 舞 帯 手 草 八 衝 天 女 尊 神 御 座 諸神勸請 鍾 旭 羯 鼓 喜利面 皇 后 折居 (天蓋引) 祝 詞 鈴 合 惠比須 注連起 (綱貫) 貴 船 八 岐 両太刀 神一会 (神名帳) 天 神 関 山 黒 塚 風 宮 五龍王 神祝詞 御神宣

⑤天保十年 井 沢	④文政八年 矢 上	③天明二年 波 價	②天明元年 矢 上	①明和八年 上 津 井
神殿入 山勸請 太鼓口 座 付 潮 敵 簪 戸 御神供 剣 舞 帯 手 草 八 衝 天 女 尊 神 御 座 諸神勸請 鍾 旭 羯 鼓 喜利面 皇 后 折居 (天蓋引) 祝 詞 鈴 合 惠比須 注連起 (綱貫) 貴 船 八 岐 両太刀 神一会 (神名帳) 天 神 関 山 黒 塚 風 宮 五龍王 神祝詞 御神宣	清女湯立 荒神祭 神殿入 山勸請 大鼓口 塩 敵 座 付 岩 戸 御神供 捧 幣 祝 詞 剣 舞 手 草 帯 天 女 尊 神 鈴 合 惠比須 初祝詞 羯 鼓 天 女 利 面 商旭 (鍾旭) 御 座 勸 請 衆 来 皇 后 降 居 祝 詞 中之舞 鈴 合 神一会 貴 船 天 神 加 茂 八 咫 両太刀 佐 陀 注主貫 (綱貫) 五龍王 御 崎 神 送 黒 塚 関 山 惠美須	勸 請 太 鼓 塩 掃 神 供 奉 幣 剣 舞 御 座 神 向 勝鼓切女 八 幡 陰陽行法 帯・手草 榮 天 女 尊 神 鈴 合 惠比須 佐 陀 天 蓋 折 居 岩 戸 十 羅 王子達 六 所 綱 貫 御神託 中之舞 鈴 合 天 神 神一会 惠比須 両太刀 八 咫 貴 船 風 宮 佐 陀 黒 塚 注連起 (綱貫) 御網之舞 五龍王 御注連祭 (六祝詞・六所)	荒神祭 道場湯立 神殿入 神勸道師 太鼓口 座 付 潮 敵 簪 戸 神 供 奉 幣 祝 詞 剣 舞 手 草 榮 天 女 尊 神 衆 来 御 座 勸 請 利 面 鍾 旭 初祝詞 賀 茂 皇 后 降 居 祝 詞 鈴 合 天 神 神一会 惠比須 両太刀 八 咫 貴 船 風 宮 佐 陀 黒 塚 注連起 (綱貫) 御網之舞 五龍王 御注連祭 (六祝詞・六所)	勸 請 太鼓 (太鼓口) 塩掃 (潮敵) 剣 舞 神向 (神迎) 帯・手草 御 座 榮 天 女 尊 神 神 供 奉 幣 鈴 合 岩 戸 太 刀 鍾旭大臣 勝鼓切女 天 祝 惠比須 陰陽行儀 神功皇后 大諱辞 八 戸 佐 陀 天 神 竹生鳥 折 居 天 蓋 十 羅 王 子 六 処 綱起 (綱貫) 御託宣

邑智郡大元神楽

昭和五十七年三月二十三日発行

編集 邑智郡大元神楽保存会

発行者 邑智郡桜江町教育委員会

島根県邑智郡桜江町大字川戸一番地一

印刷所 第一法規出版株式会社

東京都港区南青山二―一―一七

電話 〇三―四〇四―二三五一 (大代表)